

各 位

ジェイティービー健康保険組合

## 「健保組合における各種届出用紙の押印の廃止について」

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 25 日に厚生労働省保険局保険課より、「保険者が定める届出様式における押印の廃止について（要請）」が発出されました。

この要請に基づき、当健保組合にご提出いただく届書、申請書等において、令和 4 年 1 月 1 日より、一部の様式を除き、押印を廃止とさせていただきます。

つきましては、具体的な内容を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 不要となる押印

次の届書、申請書等については、被保険者、事業主及び社会保険労務士の押印を不要とします。

- ・ 健康保険 被保険者資格取得届
- ・ 健康保険 被保険者資格喪失届
- ・ 健康保険 扶養家族増届
- ・ 健康保険 扶養家族減届
- ・ 継続承認願
- ・ 健康保険 被保険者被扶養者氏名変更届
- ・ 健康保険 被保険者証再交付申請書
- ・ 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
- ・ 健康保険証回収不能届
- ・ 介護保険適用除外等該当 非該当届
- ・ 被保険者区分変更届
- ・ 健康保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届
- ・ 健康保険 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- ・ 健康保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届
- ・ 健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届
- ・ 健康保険 高齢受給者証再交付申請書
- ・ 健康保険 住所変更届
- ・ 健康保険 事業所関係変更（訂正）届

- ・健康保険 適用事業所全喪届
- ・健康保険 被保険者報酬月額変更届
- ・健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
- ・健康保険 被保険者賞与支払届
- ・健康保険証紛失届
- ・療養費支給申請書
- ・療養費支給申請書（海外用）
- ・療養費支給申請書（はり・きゅう用）（はり師・きゅう師の押印も不要）
- ・療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）（あんま・マッサージ・指圧師の押印も不要）
- ・傷病手当金請求書（医師の押印は必要）
- ・出産育児一時金支給請求書（直接支払制度利用者分）
- ・出産育児一時金支給請求書（直接支払制度非該当者分）（医師又は助産師の押印は必要）
- ・出産手当金請求書（医師の押印は必要）
- ・埋葬料請求書
- ・移送費申請書（医師の押印は必要）
- ・限度額適用認定申請書
- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）（医師又は助産師の押印は必要）

## 2. 引き続き必要となる押印

下記の印については廃止の対象とならず、引き続き、押印を必要といたします。

- ・傷病手当金請求書における、医師の印
- ・出産育児一時金支給請求書（直接支払制度非該当者分）における、医師の印
- ・出産手当金請求書における、医師の印
- ・移送費申請書における、医師の印
- ・第三者行為の求償における添付書類（被保険者およびすべての印）  
（事故報告書・同意書・誓約書・念書・事故証明書入手不能理由書など）
- ・開示請求手続きに被保険者（又は遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状」

## 3. 新様式の届書・申請書等について

新様式の届書・申請書等は、12月下旬、当健保組合ホームページの「各種手続き・申請書」の「申請書一覧」に掲載を予定いたします。

※ 内容についてご不明な場合は、お手数ではございますがお問合せください。

担当：田中  
TEL03-5796-5903